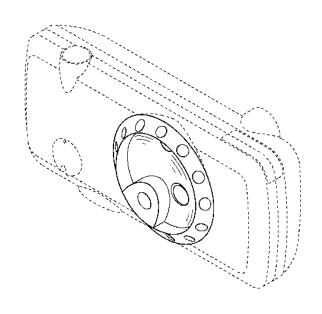
# 第2部 物品等の部分について意匠登録を受け ようとする意匠の表し方

物品等の一部分の形状等について意匠登録を受けようとする場合の願書の記載、図面の記載等の表し方については、基本的には全体意匠の場合と同じですが、特有の記載方法もあります。

以下、その特有の記載方法及び留意点について説明します。



# 1. 願書の記載

# 1.1【部分意匠】の欄

【部分意匠】の欄は、2019年5月1日以降の出願については、願書項目ではなくなりました。

### 1.2 【意匠に係る物品】の欄

【意匠に係る物品】の欄には、物品等の全体としての意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を記載します。したがって、例えば、カメラの創作において当該グリップ部分の意匠登録を受けたい場合は、「カメラ」と記載します。「カメラのグリップ部分」などと記載しないよう注意してください。

物品等の全体としての意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途等の記載の仕方については、全体意匠と同様です。

# 1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能も、重要な判断要素となりますので、図面のみでは「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能がわかりにくいと思われるときには、当該部分の用途及び機能の説明も記載します。(その説明に代えて【参考図】で明らかにすることも可能です。)

なお、【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかではない場合に、その物品の使用の目的・状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することは、全体意匠と同様です。

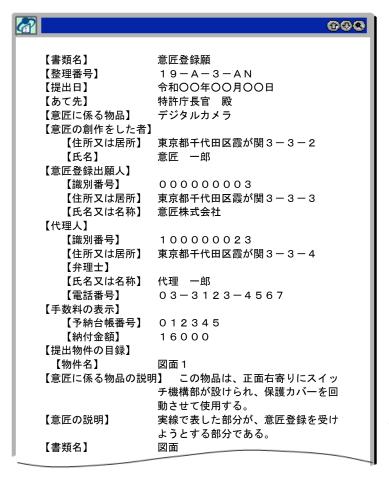
#### 1.4【意匠の説明】の欄

全体意匠の場合に記載する必要がある内容の他に、「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法を記載します。(第1部1.3【意匠の説明】の欄について参照)

- (1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載
  - ①図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、 当該部分を特定する方法を【意匠の説明】の欄に記載します(様式 6 備考 12)。 図面において、例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部

分」を破線で描く場合は、【意匠の説明】の欄に「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を一点鎖線で描いた場合は、「一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である」のように記載します。同様に、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色によって区別する場合等も、例えば「〇〇色(出願の意匠に含まれない単一色)で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

- ②見本、ひな形については、見本、ひな形における「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。 (様式8 備考3)
- ③図面代用写真については、撮影された被写体の「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。



◆ 意匠登録を受けよう とする部分の特定方 法の記載

# 2. 図面の記載

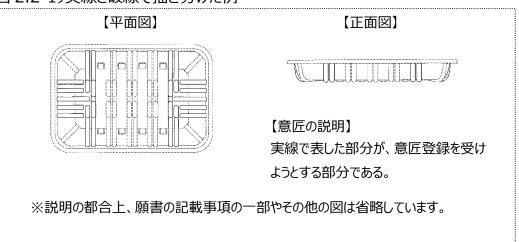
# 2.1 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法

「意匠登録を受けようとする部分」が物品等の全体の中のどこの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描くことにより、意匠登録を受けようとする部分を特定します(様式 6 備考 12)。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色等によって区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定すること等も可能です。なお、それぞれの形状等の描き方の基本は、前記(第 1 部 出願意匠の表し方の基本)のとおりです。

#### 〔特定方法の留意点〕

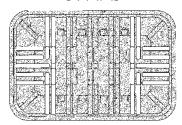
- ①【参考図】のみで「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認められていません。
- ②指示線や太線で囲む等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認められていません。
- ③彩色により「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合は、「その他の部分」を出願の意匠に含まれない単一色で彩色します。なお、「意匠登録を受けようとする部分」が彩色されている場合は、当該色彩も含めて「意匠登録を受けようとする部分」になりますので、注意してください。

#### 〔図 2.2-1〕実線と破線で描き分けた例



## 〔図 2.2-2〕「その他の部分」を薄墨で塗り分けた例

#### 【平面図】



#### 【正面図】

#### 【意匠の説明】

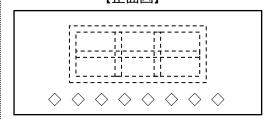
薄墨を付した部分以外の部分が、意匠 登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

#### 〔図 2.2-3〕

実線と破線で描き分けた例

## 【正面図】



#### 【意匠の説明】

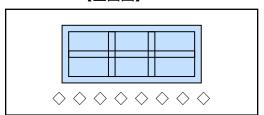
実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

#### 〔図 2.2-4〕

「その他の部分」を彩色で塗り分けた例

#### 【正面図】



#### 【意匠の説明】

水色で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

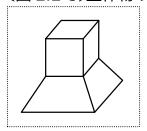
※説明の都合上、願書の記載事項の一部や その他の図は省略しています。

# 2.2 図面の具体的記載方法・留意点

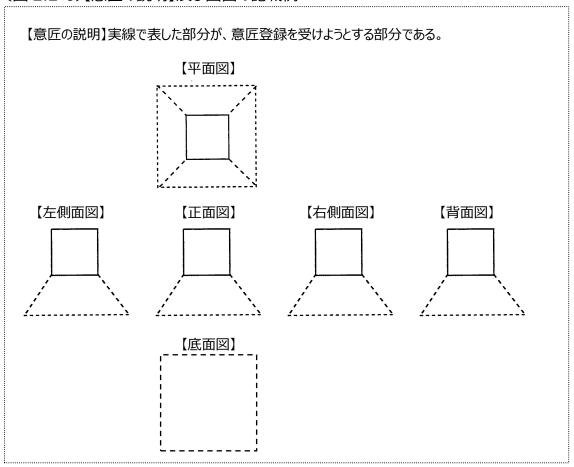
# (1)「6面図」の一般的な記載方法

〔図 2.2-5〕の立体において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも 含むときは、〔図 2.2-6〕のように、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部 分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定します。

〔図 2.2-5〕立体物の例



# 〔図 2.2-6〕【意匠の説明】及び図面の記載例



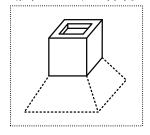
#### (2) 【断面図】の記載方法

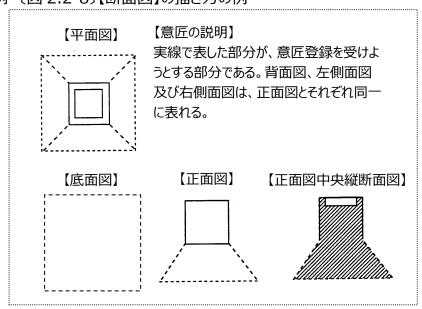
#### ①【断面図】の一般的な記載方法

【断面図】は、6面図で「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別して描いた方法と同じ表現で描きます。

例えば、〔図 2.2-7〕の立体における【断面図】は、〔図 2.2-8〕の【正面図中央縦断面図】のように「意匠登録を受けようとする部分」のみを実線で描きます(切断面を示すハッチングは、描き分ける必要はありません。)。

#### 〔図 2.2-7〕立体物の例 〔図 2.2-8〕【断面図】の描き方の例

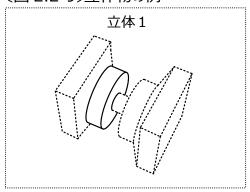




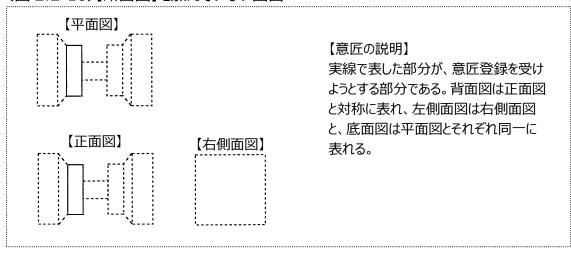
# ②「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定するために必要な【断面図】

- 6 面図のみでは、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定することができないときには、【断面図】を提出することによって特定します。
- 例えば、〔図 2.2-9〕の立体 1 の実線で表された部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする図面を作成する場合、6 面図(〔図 2.2-10〕)のみでは複数の態様(〔図 2.2-11〕)が想定できるため、立体 1 の形状等を特定することができません。
- このような場合には、〔図 2.2-12〕に示すように二つの【断面図】を提出することによって「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定します。
- なお、【断面図】を「意匠登録を受けようとする部分」の特定に用いる場合は、願書の【意匠の説明】の欄に、例えば、「断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。」と記載します。

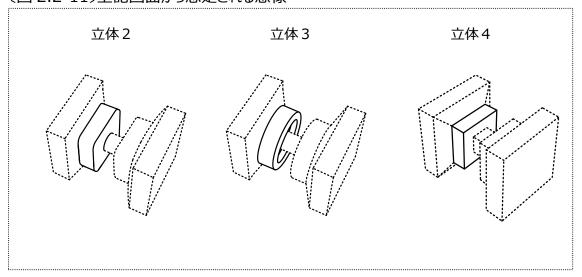
# 〔図 2.2-9〕立体物の例



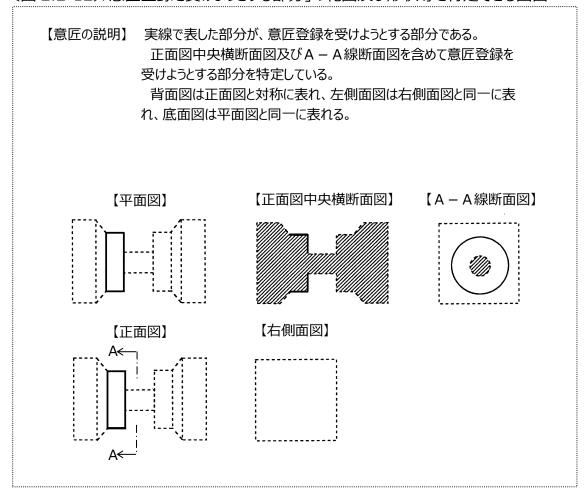
# 〔図 2.2-10〕 【断面図】を加えていない図面



# 〔図 2.2-11〕上記図面から想定される態様



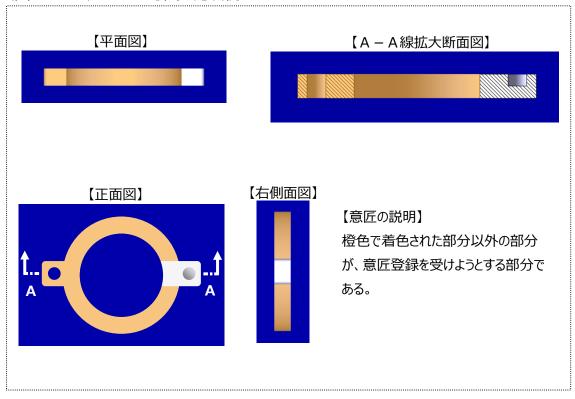
〔図 2.2-12〕「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定できる図面



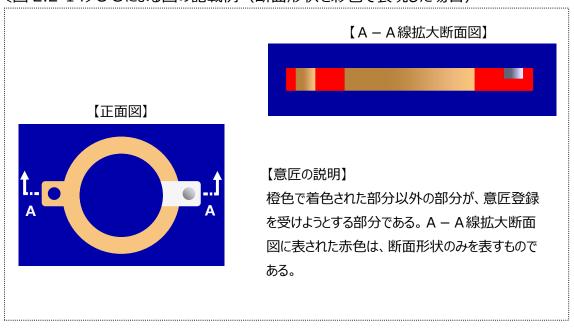
#### ③CGで作成された【断面図】

通常の図面と同様に、切断面(肉厚面等)には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます(様式6備考5、16)(〔図2.2-13〕)。なお、切断面を彩色で表現する場合には、その色彩は、意匠登録を受けようとする部分を特定するために使用した色彩を除き、かつ出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表された部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載します(〔図2.2-14〕)。

〔図 2.2-13〕C Gによる図の記載例



〔図 2.2-14〕C Gによる図の記載例 (断面形状を彩色で表現した場合)



#### (3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について

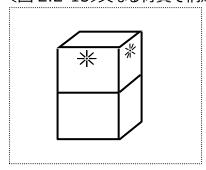
「意匠登録を受けようとする部分」を実線で表す場合、「意匠登録を受けようとする部分」は 閉じられた領域ですから、その領域の輪郭が形状線(例えば、角部の稜線)と一致すれ ば、輪郭全体を実線で描けば「意匠登録を受けようとする部分」を特定した部分として表すこ とができます。

しかし、平坦な面に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を設ける場合は、次のように表します。

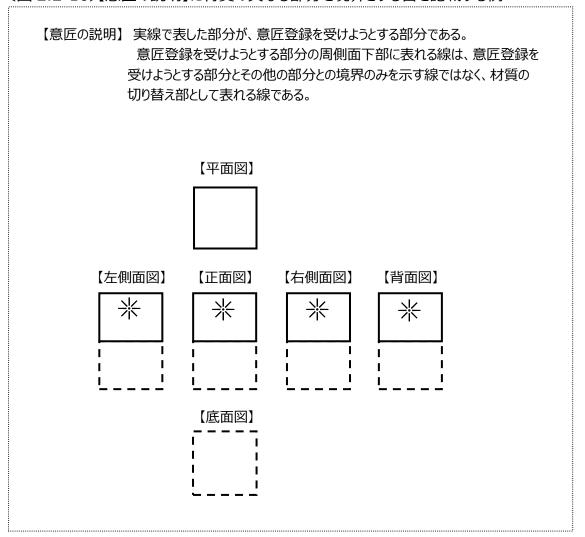
- ①「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界を異なる材質(あるいは 部材)の境界とする場合
  - a) 【意匠の説明】の欄にその旨を記載する。

例えば、〔図 2.2-15〕の立体において、周側面の平坦部に材質(あるいは部材)の 切り替え部として表れる実線を境界とする上半部分について意匠登録を受けようとする 場合には、下図〔図 2.2-16〕のように記載します。

〔図 2.2-15〕異なる材質で構成された立体物



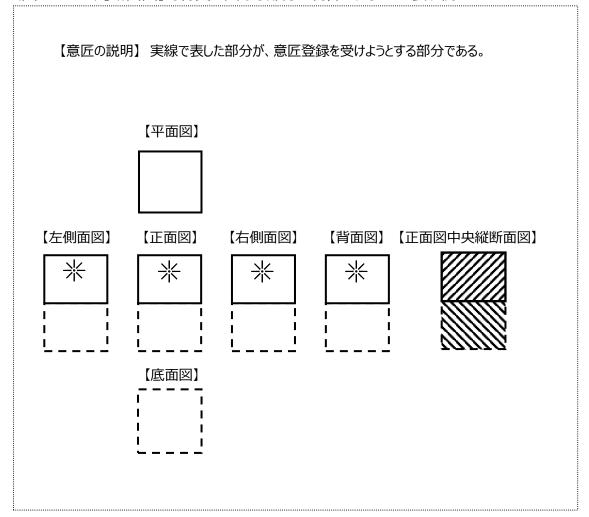
# 〔図 2.2-16〕【意匠の説明】に材質の異なる部分を境界とする旨を記載する例



#### b)【断面図】を活用する。

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が異なる材質(あるいは部材)の境界部分である場合、断面図で異なる材質の境界を示すことによって、「意匠登録を受けようとする部分」を特定して表すことができます。断面図は、材質(あるいは部材)の切り替え部を境として、ハッチング(切断面に描く平行斜線)の向きを変えて描きます。

〔図 2.2-17〕 【断面図】で材質の異なる部分を境界とすることを表す例

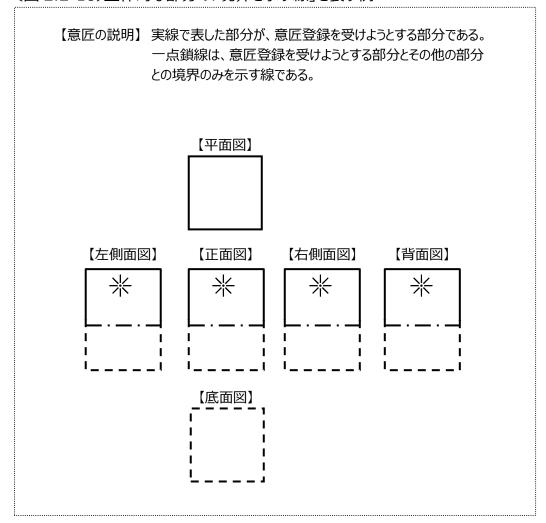


②「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界に実線が存在しない場合の作図方法

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界にしたい箇所に前記のような材質等の境界が実在しない場合には、「境界を示す線」として一点鎖線等を用いて境界を示します。そして、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分との他の部分との境界のみを示す線である。」旨記載します。

#### a) 立体的な部分を境界とする場合

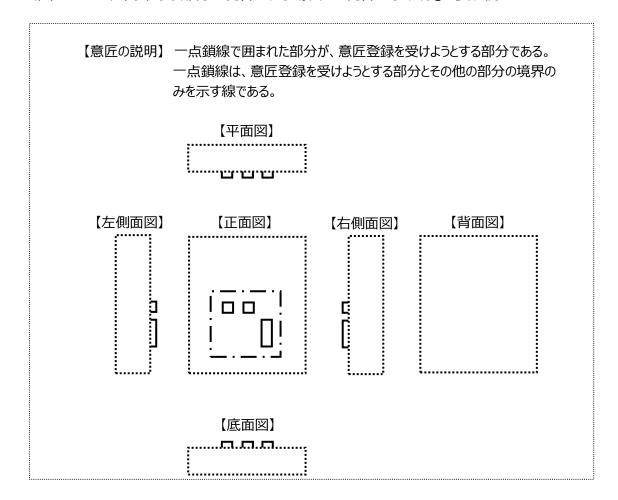
〔図 2.2-18〕立体的な部分の「境界を示す線」を表す例



#### b)平面的な部分を境界とする場合

三つの突出部を含む部分について、意匠登録を受けようとする場合は、〔図 2.2-19〕のように記載することにより、当該部分を特定することができます。この場合、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線で囲まれた部分が、意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。」等と記載します。

#### 〔図 2.2-19〕平面的な部分を境界とする場合の「境界を示す線」を表す例



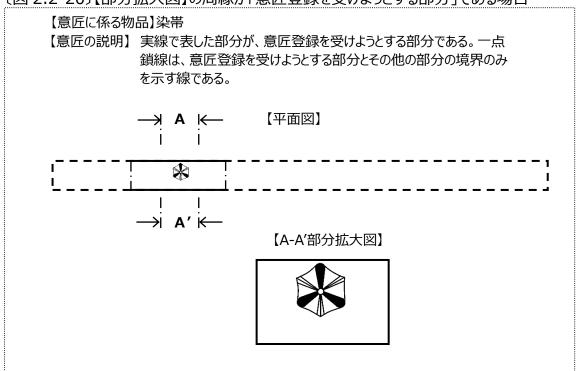
#### ③「境界を示す線」が不明確な事例

境界を示す線が何ら描かれていない場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲が不明確であり特定することができませんが、「境界を示す線」を「その他の部分」と同じ破線で描いた場合も、特殊な場合を除き、どれが「境界を示す線」かが不明確であるので「意匠登録を受けようとする部分」を特定したことになりません。

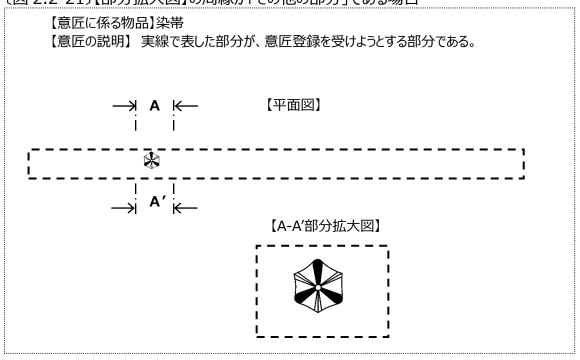
# (4) 【拡大図】について

6 面図のみでは細部を十分に表せないときには、【拡大図】で表します。

# 〔図 2.2-20〕【部分拡大図】の周縁が「意匠登録を受けようとする部分」である場合



# 〔図 2.2-21〕【部分拡大図】の周縁が「その他の部分」である場合

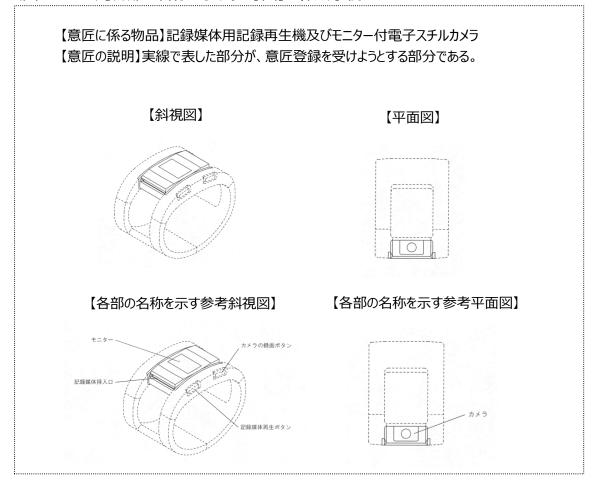


#### (5) 【操作部等を説明する参考図】等について

全体意匠と特に異なる点は、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を明らかにする点です。(意匠審査基準 第Ⅲ部 第1章 3. 意匠が具体的なものであること 参照)

そのため、当該分野の通常の知識で、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を理解できるものでなければ、【意匠に係る物品の説明】の欄の記載、【操作部等を説明する参考図】、【各部の名称を示す参考図】等によって、当該部分の用途及び機能を明確にします。

#### 〔図 2.2-22〕 【各部の名称を示す参考図】の作成事例

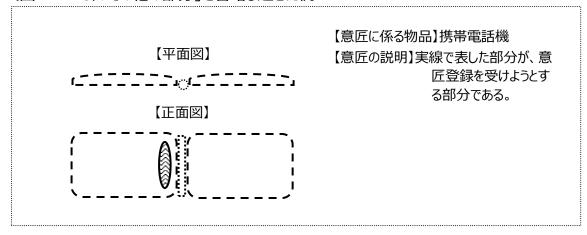


# (6) 「その他の部分」について

「その他の部分」は、「意匠登録を受けようとする部分」の物品等の全体における位置、大きさ、範囲が特定されるように表します。(意匠審査基準 第Ⅲ部 第1章 3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例 参照)

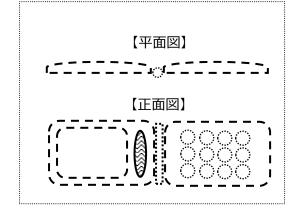
例えば、下記の〔図 2.2-23〕は、【意匠に係る物品】が「携帯電話機」で「意匠登録を受けようとする部分」をスピーカー部(縦長実線部分)としたものですが、この図〔図 2.2-23〕では、「意匠登録を受けようとする部分」であるスピーカー部が、「携帯電話機」という物品の各部に対してどの位置に表されているかを特定することができません。そこで、スピーカーという機能を有する「意匠登録を受けようとする部分」の位置を特定するために、「その他の部分」を次の〔図 2.2-24〕〔図 2.2-25〕の二つの図に表された程度に各部の形状等を表します。

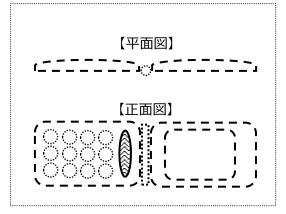
〔図 2.2-23〕「その他の部分」を省略し過ぎた例



〔図 2.2-24〕「その他の部分」を位置を 特定できる程度に描いた例

〔図 2.2-25〕「その他の部分」を位置を 特定できる程度に描いた例





# (7) 物品の孔部について意匠登録を受けようとする場合

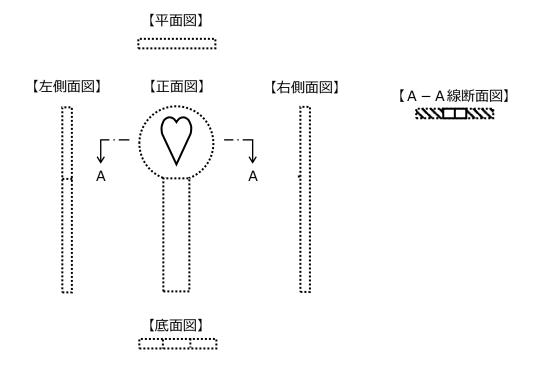
「孔」あるいは「切り欠き部」自体は、空間であって物品の外観とはいえません。しかし、「孔」あるいは「切り欠き部」を囲む壁面を「意匠登録を受けようとする部分」とすることによって、「孔」あるいは「切り欠き部」の形状等を表すことができます。

#### 〔図 2.2-26〕「意匠登録を受けようとする部分」を断面図により明らかにした例

#### 【意匠に係る物品】鍵材

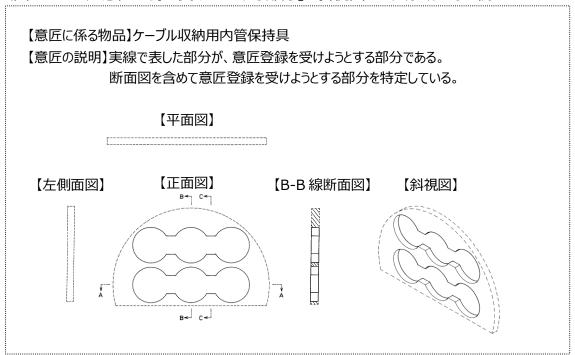
【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。 背面 図は正面図と対称に表れるので背面図を省略する。

A - A線断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。



(注)上記事例において、【A – A線断面図】が出願当初に提出されていないと、正面図上部のハート型部分は、一般に「線模様」なのか「孔」なのかを特定することが困難です。

# 〔図 2.2-27〕「意匠登録を受けようとする部分」を斜視図により明らかにした例



#### (8) 「その他の部分」のみが表れる図について

物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合、「意匠登録を受けようとする部分の 用途及び機能」、「意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲」、「意匠登録を受け ようとする部分の形状等」が明確になっていれば、「意匠登録を受けようとする部分」以外の、「そ の他の部分」のみが表れる図を表す必要はありません。

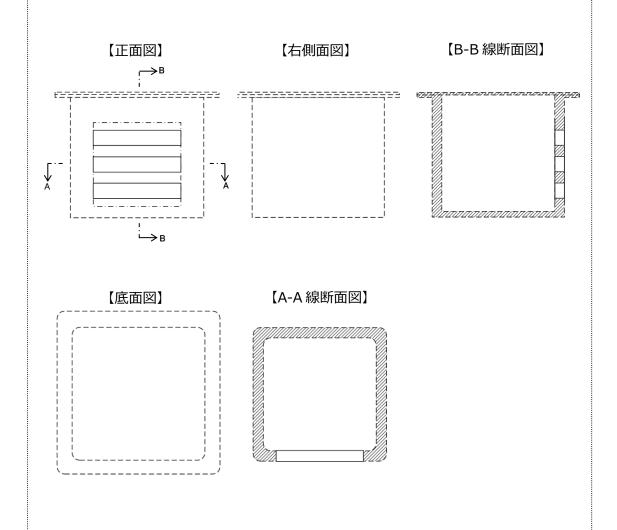
〔図 2.2-28〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例



# 〔図 2.2-29〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例

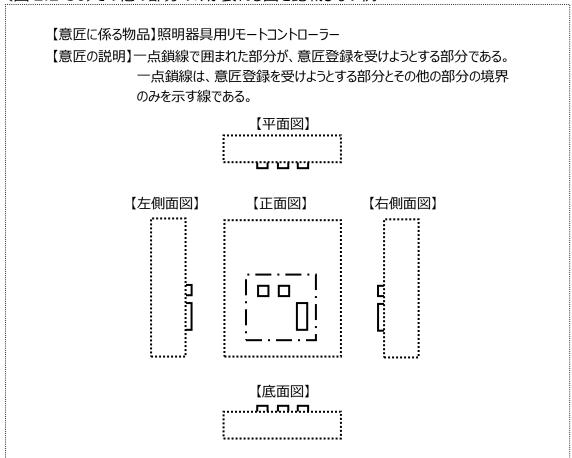
#### 【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。断面図を含めて 意匠登録を受けようとする部分を特定している。一点鎖線は意匠登録を受けよ うとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

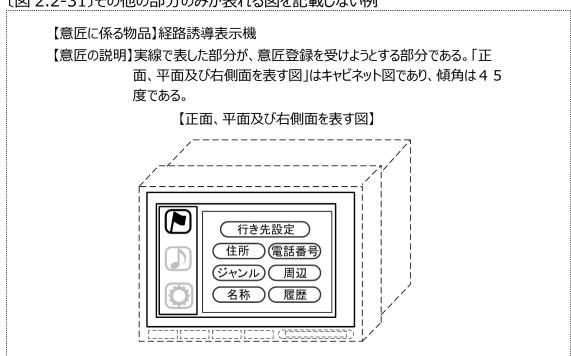


意匠登録を受けようとする部分の範囲と、その形態が特定できる適切な例です。このように意匠登録を受けようとする部分の特定には、断面図等が必要な場合がありますので御注意ください。

〔図 2.2-30〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例



#### 〔図 2.2-31〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例



# 〔図 2.2-32〕不適切な例(位置、大きさ、範囲が特定できない場合)

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

#### 【表示部を表す図】



(注) 物品自体が有する表示部に表示される画像を意匠登録を受けようとする部分とする場合、その他の部分をすべて省略してしまうと、意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が特定できないため、適切ではありません。

#### 〔図 2.2-33〕不適切な例(意匠の特定ができない場合)

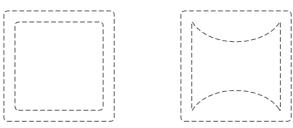
#### 【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。また、 当該部分は模様である。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部 分とその他の部分との境界のみを示す線である。 【平面図】



(注) この例は最低限必要な3図が提出されていますが、容器の上面がつば状となっており、底面図を省略してしまうと意匠登録を受けようとする部分の形態を特定することができません。意匠の説明により実線部分が模様であることはわかりますが、平面模様であるのか曲面模様であるのか等不明なため一つの意匠を特定することができません。

【上記の3図から考えられる底面側の形状の例】



なお、あとから底面図を追加する補正を行った場合は、出願当初に不明であった意匠登録を 受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲を明確なも のとすることになりますので、当該補正は却下されます。

# 2.3「ひな形」又は「見本」の場合

ひな形又は見本の場合、ひな形又は見本について「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を黒色又は灰色等で塗りつぶすことにより、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。 (様式 8 備考 3) その際は、容易に色落ち等しないよう注意してください。なお、願書の【意匠の説明】の欄に、塗りつぶした部分以外の部分が「意匠登録を受けようとする部分」である旨を記載します。 (様式 8 備考 3)

# 2.4「図面代用写真」の場合

図面代用写真の場合、「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を着色する等により、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。

願書の【意匠の説明】の欄への「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法を記載します。